

平成28年度第1回

小金井市緑地保全対策審議会会議録

平成28年度第1回小金井市緑地保全対策審議会会議録

- 1 開催日 平成28年8月9日(火)
- 2 時間 午前9時00分から午前10時00分まで
- 3 場所 市役所第二庁舎801会議室
- 4 議題 (1) 平成28年度保全緑地の指定(案)について
- 5 出席者 (1) 委員

会長 犀川 政稔

副会長 宮下 清栄

委員 竹内 高広

委員 高橋 正彦

委員 串田 光弘

委員 渡辺 栄

委員 柏原 君枝

委員 矢向 潤

委員 津々良明石

(2) 事務局員

環境部長 柿崎 健一

環境政策課長 大関 勝広

緑と公園係長 森 純也

緑と公園係 鈴木 明信

緑と公園係 郡司 和昌

緑と公園係 酒井 功二

平成28年度第1回小金井市緑地保全対策審議会会議録

犀川会長 おはようございます。早速ではございますけれども、平成28年度第1回小金井市緑地保全対策審議会を開会したいと思います。

初めに、事務局から何かありましたらお願いいたします。

環境政策課長 皆様、おはようございます。本日は、早朝より、平成28年度第1回小金井市緑地保全対策審議会にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。また、日ごろよりご協力を賜り感謝を申し上げます。

議題に入る前に、前回の当審議会以降、学識経験者委員の変更がございましたので、ここでご紹介させていただきます。

平成28年6月1日付で新たな委員として、東京都多摩環境事務所自然環境課長でございます竹内委員が就任されておりますので、よろしくをお願いいたします。それでは、竹内委員、一言ご挨拶をお願いいたします。

竹内委員 東京都の多摩環境事務所の自然環境課長竹内と申します。立川にありまして、多摩全体の自然環境を担当しております。自然公園の管理とか保全地域の管理、自然地の開発指導、鳥獣保護等を担当しております。よろしくお願ひします。

環境政策課長 ありがとうございます。また、事務局におきまして、4月1日付で人事異動がありました。こちらのご報告をさせていただきます。前環境部長の中谷部長ですけれども、総務部へ異動となりましたことから、その後任として、福祉保健部長でありました柿崎部長が就任しておりますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、ここで環境部長のほうから一言ご挨拶をさせていただきます。

環境部長 それでは、皆様、改めましておはようございます。本日は、お暑い中を小金井市緑地保全対策審議会にご出席をいただきまして、ありがとうございます。先ほどご紹介がありましたように、私、4月1日付で環境部長を拝命しております柿崎と申しますので、よろしくお願ひいたします。

さて、緑地保全対策審議会におきましては、保全緑地の指定、または

解除に関すること及び緑地の保全等に関する重要な事項を審議していただくこととなっております。市では、将来像を「みどりが萌える・子どもが育つ・きずなを結ぶ 小金井市」としているところからも、緑を育む仕組みづくりや、緑の保全、緑の創出は重要施策として位置づけられております。

このような状況の中で、当審議会におきましては、重要な役割を担っていただいていると思っておりますので、委員の皆様には最大限のご協力をいただければと思っております。

最後になりますが、皆様には保全緑地の指定案につきましてご審議いただくわけですけれども、そのほかにつきましても忌憚のないご意見をいただければと思っておりますので、今後ともよろしくお願いいたします。

環境政策課長 ありがとうございます。それから、本日の出席状況の確認をさせていただきます。事前に中島委員より欠席とのご連絡をいただいております。それから、先ほど申しましたように、渡辺委員が少し遅れていることで、一応10名の委員のうち9名の委員の出席でございますので、小金井市緑地保全及び緑化推進条例施行規則第11条により、半数以上の出席を得ておりますので審議会は成立していることをご報告をさせていただきます。

また、審議の進行に当たり、事務局から再度お願いがございます。案件のご審議に当たりまして、各委員さんが発言される場合、恐縮ではございますけれども、挙手をしていただいて、会長が委員を指名した後に発言していただければと考えております。よろしくお願いいたします。

それでは、会長、よろしくお願いいたします。

犀川会長 今、課長さんからお話があったとおり、この委員会では、最後の議事録が大事になっていまして、どの委員がどんな発言をしたかというのが、印刷になります。前々回あたりからお願いしているんですけれども、発言をする際には手を挙げていただきまして、私が、はい、何々さんというふうに言いましたら、発言をしていただきたいと思います。

それでは、今から本日の案件であります平成28年度保全緑地の指定(案)の諮問を受けることといたします。事務局の方、よろしくお願いいたします。

環境政策課長　ここで、本日の案件でございます、平成28年度保全緑地の指定（案）について、環境部長のほうから諮問をさせていただきたいと思えます。

環境部長　それでは、本来ですと市長のほうからなのですけれども、本日、公務多忙で来られないということですので、私のほうで代読をさせていただきます。

小金井市緑地保全対策審議会会長　犀川政稔様

平成28年度保全緑地の指定（案）について（諮問）

小金井市緑地保全及び緑化推進条例第14条第2項の規定に基づき、平成28年度に指定申請のあった保全緑地の指定、並びに平成27年度中に指定解除の申請のあった保全緑地について、貴審議会の意見を求めます。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

平成28年8月9日　小金井市長　西岡真一郎

代読です。

よろしくようお願いいたします。

犀川会長　了解しました。

環境政策課長　ありがとうございました。

なお、部長につきましては、ここで、他の公務があるため退席をさせていただきますので、ご了承いただけますようよろしくお願いいたします。

環境部長　それでは、よろしくお願いいたします。

犀川会長　ただいま環境部長から本審議会への諮問がありました。この諮問書の写しを配付いたしましたけれども、ございますでしょうか。

それでは、諮問案件、平成28年度保全緑地の指定（案）について事務局から説明をしていただきます。

環境政策課長　では、担当より説明をさせていただきます。

事務局　それでは、初めに概略を説明させていただきます。

配付資料の確認をお願いします。審議会前に配付しました諮問（案）はお手元にごございますでしょうか。よろしければ始めさせていただきます。

説明に先立ちまして、本日、パワーポイントの操作等で、保全緑地の

調査をご担当いただきました小金井園の方にお手伝いをいただいておりますので、よろしく申し上げます。

小金井市緑地保全及び緑化推進条例において所有者からの申請に基づき保全を図る緑地として、環境緑地、公共緑地、保存樹木、保存生け垣の指定をすることができると記述されていまして、種類別に簡単に説明いたします。

環境緑地は、現状のまま保全されることが確約される樹木の集団で、おおむね500平方メートル以上の面積の土地。

公共緑地は、公共の用に供されることが確約される土地で、おおむね500平方メートル以上の面積の土地。

保存樹木は、指定基準が高さ10メートル以上、地上1.5メートルの高さの幹周りが1.5メートル以上のいずれかに該当する樹木。

保存生け垣は、道路に面した高さ1メートル以上、長さ10メートル以上の生け垣で、隣接する2件を合わせたものも指定可能ということでございます。

以上の4種類の保全緑地について、毎年4月中に指定申請を受け付け、調査しております。

あらかじめ配付しました指定（案）の資料をご覧ください。平成28年度の申請分について、調査したものをまとめてございます。

初めに、保存樹木は、申請が4件、10本となっており、うち1件が新規で1本の指定でございます。残りの件数は、すべて平成23年度に指定したものの更新でございます。

続きまして、保存生け垣は、申請12件のうち更新が12件で、指定延長が300.0メートル。奨励金上限額が1万5,000円のため、1件につき最大50メートルまでが奨励金対象延長となり、全部で248.0メートルでございます。

いずれも指定期間については5年間ですので、平成28年度から平成33年3月31日までの指定期間となります。

この後、保全緑地の調査内容については、スライドで説明させていただきます。

次に、5ページの保全緑地指定解除及び権利譲渡等届出一覧表をご確認ください。

指定解除については、保存樹木が11件、保存生け垣が5件、権利譲渡が9件、その他として保存生け垣の樹種変更が1件でございます。

その他、参考資料として、保全緑地の指定（案）町別一覧表、保全緑地総括表、環境保全緑地面積推移、環境保全緑地面積推移内訳、保存樹木本数推移、保存生け垣延長推移及び保存樹木・保存生け垣それぞれの位置図でございます。

以上の内容の諮問案件について、ご審議いただいて市長への答申を賜りたいので、よろしくお願いいたします。

続きまして、スライドで説明いたしますのでご覧ください。

保存樹木及び保存生け垣の詳細について説明させていただきます。資料、A3の位置図と合わせてご覧ください。資料2ページが保存樹木の所有者と樹木の本数の一覧になります。

資料3ページが保存樹木の樹種一覧となっております。

1番の所在地が備考欄の梶野町1-5-35で、1-1、ヒノキ、幹周りが132センチメートル、高さが14メートルです。1-2、ヒノキ、幹周りが100センチメートル、高さが14メートルです。

2番の所在地が備考欄の本町2-10-5で、2-1、ヤマザクラ、幹周りが210センチメートル、高さが5メートルです。2-2、ソメイヨシノ、幹周りが210センチメートル、高さが10メートルです。

3番の所在地が貫井南町2-10-11で、3-1、ヒノキ、幹周りが123センチメートル、高さが13メートルです。3-2、ヒノキ、幹周りが103センチメートル、高さが13メートルです。3-3、ヒノキ、幹周りが91センチメートル、高さが13メートルです。3-4、ヒノキ、幹周りが115センチメートル、高さが13メートルです。3-5、ヒノキ、幹周りが157センチメートル、高さが11メートルです。

4番の所在地が本町3-10-9で、4-1、ケヤキ、幹周りが265センチメートル、高さが21メートルで、これが新規となります。

以上、4件、10本となります。

次に、資料4ページが保存生け垣になります。

1番、指定延長23.0メートル、樹種がマサキ。

2番、指定延長32.0メートル、樹種がヒイラギモクセイ。

3番、指定延長16.0メートル、樹種がヒイラギモクセイ。
4番、指定延長20.0メートル、樹種がイヌツゲです。
5番、指定延長11.0メートル、樹種がレッドロビン。
6番、指定延長23.0メートル、樹種がマサキ、イヌツゲ。
7番、指定延長11.0メートル、樹種がヒサカキ、ベニカナメ。
8番、指定延長15.0メートル、樹種がレッドロビンです。
9番、指定延長15.0メートル、樹種がレッドロビン。
10番、指定延長13.0メートル、樹種がシラカシ。
11番、指定延長102.0メートル、樹種がヒイラギモクセイ。
12番、指定延長19.0メートル、樹種がベニカナメモチです。
以上、12件、指定延長の合計が300.0メートルとなります。
以上で説明を終わらせていただきます。

犀川会長
事務局

スライドは全て終わったのでしょうか。
これで終わりました。

犀川会長

ただいま事務局から資料説明とスライドの映写がございました。このことについてご質問、ご意見がございましたら、いただけますでしょうか。どうぞよろしく。手を挙げて、お名前をお願いいたします。

串田委員。

串田委員

先ほどのスライドの中で、保存生け垣の11番、ちょっと見ていただけるでしょうか。11番ですね。これは、樹種がヒイラギモクセイというふうにこの表では書かれていますが、その上にシラカシですか、何か高垣のようになっていますよね。これは両方あわせて生け垣ということでしょうか。それとも、下だけが指定されているということでしょうか。ちょっと写真がよくわからない。

事務局

指定は下だけでございます。ヒイラギモクセイのほうになります。

串田委員

これは両方足して一つの生け垣という考えではないんですか。

事務局

建物の敷地の外周がヒイラギモクセイの生け垣で覆われておりますので、それを指定しているということでございます。

串田委員

そうすると、その上の刈られている、シラカシでしょうかね、あれは。

高橋委員

シラカシですね。

串田委員

シラカシは高垣に当たる部分と下の生け垣は……。

高橋委員

シラカシの植わっている。植わっているところ自体が……。

串田委員 ずれている。

高橋委員 後ろだから、高垣……。

串田委員 要するに、一つの面じゃなくて、ずれているということですね。

高橋委員 ちょっと写真が白くてはっきりわからないんですけどもね。

串田委員 じゃ、ずれているということで、申請は下だけで、上は生け垣だけ対象外という、そういう考えですか。

事務局 そのとおりでございます。

高橋委員 そうですね。

串田委員 済みません、これは平成28年度の指定分というふうになっていますけれども、前年度以前に後ろの高い部分は指定等をされているのでしょうか。それとも、ずっと指定外になっているのでしょうか。

犀川会長 11番は2段になっていますね。下がヒイラギモクセイ、上の高いのがシラカシか何かなんですけれども、串田委員の質問は、後ろ側の高いものが既に指定されているかどうかと、こういうことですね。

串田委員 はい。

犀川会長 今、串田委員の質問中、声の入ったのは、高橋委員。

事務局 ただいまのご質問ですけれども、シラカシについては、指定はされておられません。

串田委員 はい。

犀川会長 指定されていないそうです。

高橋委員 ほかに何かご質問はないでしょうか。はい、高橋委員。

高橋委員 高橋です。私もちょっと勘違いかどうかはわからないんですけども、保存樹木のほうなんですけど、比較的、幹周りが細いやつが更新というのか、91センチとかそういうのがあるんですけども、これは構わないんでしょうかね。

犀川会長 高さや幹周りといずれかというのがあります。

高橋委員 いずれかですか。

犀川会長 いずれかなんです。

高橋委員 そうですか。幹周りが結構細いのがあるんですけど。

犀川会長 高さが10メートルを超えているとそうなんです。

高橋委員 高さがあればよろしいんですか。はい、わかりました。

犀川会長 ほかに何かないでしょうか。渡辺委員。

渡辺委員 渡辺です。保存樹木にはプレートがついているケースとついていないケースがあるんですけども、これは何か時間的な経過についていないんですか。

事務局 保存樹木については、当審議会において5年ごとに指定をしております。協定を締結して維持管理をしていただいているわけですが、5年間の間についていたものがなくなってしまうような状況がございます。ですから、更新の際に、委託の中で、そのプレートを確認して、ないものについてはそこで設置をしているという状況でございます。

以上です。

渡辺委員 はい、わかりました。実は、今回、指定する中にスタジオジブリのヒノキが2本あるんですけども、ちょっと見に行ったら、3本あって、どれかというのがちょっと分かりかねました。

犀川会長 どういう点で分かりかねますか。

渡辺委員 3本あるので、どれが指定樹木になっているのかなというのがある。

それと、場所によっては、今の話じゃありませんけれども、5年で見直すということですが、ついていると、これが保存になっているんだなと。木の名前までちゃんとついています。ですから、そういうのがあると市民の方が見て、これはこういうふうに残されているんだと、この木が何ていう木かなというのわかるので、ぜひ更新の都度プレートをつけていけたらいいかなと、こう思っております。

犀川会長 その要望はどうなんでしょうか。更新の都度……。

渡辺委員 まあ、これだけ本数がありますから、すべてというわけにいかないでしょうが、まあ、できれば。

事務局 ただいまのご質問ですけども、更新のときにその辺を確認するようにいたします。ありがとうございます。

犀川会長 そのほかに何かないでしょうか。

私から一つあるんですけども、保存生け垣で樹種に、例えばベニカナメモチとかレッドロビンとか、ただのカナメモチとかあって、大体どれも似たものなんですけど、名前というのは、持ち主の人が「これはレッドロビンだよ」と言って、レッドロビンにしたのか、それとも市役所のほうで、これはレッドロビンだというふうにしたのか、どちらなんですか。

事務局 4月中に各所有者の方から申請が出てまいります。それをもとに、委託の発注をしまして、その中で調査をし、最終的にここに、調書の中に出てきているという形になっております。

犀川会長 わかりました。じゃ、持ち主の人がそう言って申請しているんですね。わかりました。

それから、もう一個、ちょっとどういうのかなというのが私はあるんですけれども、それはまた変更というのがあるんですよ。あ、これは解除だからいいのかな。指定解除の一番最後のところにその他とあって、小金井市東町4-27-9、保存生け垣、カイズカイブキとあって、樹種変更とありますよね。あ、書いてあるのか。ベニバナトキワマンサクに変えたんですか。ちょっと折れていて見えませんでした。失礼いたしました。植えかえたんですね。

事務局 ご質問にお答えします。これは、もともとはベニバナトキワマンサクで指定がされておりました。ところが、所有者の方が高齢なこともございまして、なかなか維持管理が行き届かないということで、同じ延長で同じ高さでカイズカイブキに変更をされたということで、ここにその他の中で、樹種変更で再度指定を取るというふうにさせていただいたという形でございます。

犀川会長 わかりました。そのほか、何かあるでしょうか。どなたか、ないでしょうか。

私から一つ、できたらということなんですけれども、保存樹木にしても、保存生け垣にしても、遠くのほうから見た写真だけで、これがヒノキだとか、あるいはマサキだとか、こういうふうなことなんですけど、ちょっと近くに寄った葉っぱのところでもポツとあるとですね。だから、1番だったら、あれと葉っぱ。2番だったら、あれと葉っぱというふうに、葉っぱがあるとですね。

これを見て、ああ、大丈夫だなというふうなことになるんじゃないかなと思うんですけれども。お忙しいところ大変かもしれないですが、もし、時間的ゆとりがあったら、一つのところについて、二つずつ出してもらおうと、丸で囲んであるヒノキに似たやつに、サワラなんてありますからね。

今、どなたでしたか。串田委員だか渡辺委員だかが言った、名前があ

ると市民のためにいいなんて言うんですけれども、間違えた名前がついていると、これは市民のためになりませんので、葉っぱを出して、これは大丈夫だというふうなことになってから、名前がついたほうがいいかなと思います。

事務局 会長のほうからのご指摘なんですけれども、今回の場合には、件数が少ないということもございます。今後のことを申し上げますと、平成25年に指定した件数が相当の数でございます。そうしたときに、確かにスライド等で見えていただくのには拡大の葉っぱ等を入れた方が非常に分かりやすいのかなと思うんですが、今度の平成30年の更新のときを考えますと、かなり膨大な量になるのかなということもございますので、事務局として検討させていただくということで、お願いできればと思います。

犀川会長 わかりました。思い出しましたよ、ずーっと延々とスライドというのがありましたですね。(笑声)

ほかにご質問、ご意見はないでしょうか。どうぞ、よろしく。

津々良委員 津々良と申します。初歩的というかシステムなんですけど、保存樹木指定をするということと、解除ということは、どういうふうに行行政的に行われているんでしょうか。勝手にもう解除しますとか。指定をするということは、どういうことがあるんですか。指定を申請する。

それから、解除、売却しましたとか。文字だけで書いてありますけれども、実際どんなことを。

犀川会長 指定と解除の意味ですか。

津々良委員 はい。売却とか文字でありますけれども。

犀川会長 条例か何かに書いてあるんですかね。

事務局 そうしましたら、事務局からご回答させていただきます。

まず、指定についてご回答させていただきます。指定については、小金井市緑地保全及び緑化推進条例施行規則ですね。今回も資料として添付させていただいております。その中の第4条の中で、指定の申請という項目がございます。まず、ここの中で指定を受けたい方は、毎年4月1日から30日の間までに市長に申請をしなければならないということがございます。これにのっとっていただいて、申請をいただきます。事前に市としましても、市報に、この旨を掲載させていただいて、皆さん

に周知はさせていただいております。これを経て、こちらで先に調査をさせていただいて、事務局での調査を経て、審議会にかけさせていただいて、諮問答申という形で、こちらのほうで指定という流れになります。

解除についても同様でございます。

指定の解除という項目が条例の第13条に「市長は、指定した保全緑地が次の各号に該当するときは、当該保全緑地の全部または一部の指定を解除することができる」ということがありまして、この中で、今回の例ですと所有者等から解除の申し出があり調査を経て、審議会にかけさせていただき、解除という流れになっております。

以上です。

事務局 補足ですけれども、毎年、市報にこれは載せさせていただいて、それを見て新たに指定したいという方が、この指定にのっとってさせていただいて、解除については、宅地造成をするので切ってしまったとか、枯れてしまったとかいって、同じように申し出をいただいで、今回もこうやって上げさせていただいているところでございます。

津々良委員 解除の場合は事前にしないといけないですね。もう売ったから切っただけではいけないんじゃないんですか。

事務局 事前にこちらのほうに届出いただくという形なんですけれども、基本的に協定を結ばせていただいでいて、5年間の協定というのがありますので、協議をしていただいたときに、可能な限り継続いただくようなお話はさせていただくのですが、開発等で、どうしても事情があるという場合に解除の流れという形になっております。

維持管理が困難になったから解除させて欲しいとかいった場合には、ある程度5年間の協定の中で継続いただくということで協議はさせていただいて、続けていただいでいる経過はございます。

津々良委員 何か見ていると、あっという間に切られて、家があそこにできたりとかしているの、この申請とか解除の猶予というのは、どうなっているのかなと。

犀川会長 よろしいでしょうか。

津々良委員 はい。

犀川会長 お金が出ているものですから、どこかに書いてありましたね。

津々良委員 申請。

犀川会長 木の場合には肥培管理費として、年額1本につき2,000円奨励金を交付とか、生け垣の場合には1メートルにつき年額300円とし、1万5,000円を限度として、奨励金を交付という、お金が出ていますので、お金をもらいたいときには申請をして、なくなってしまった場合にはお金が入ったら困りますから、解除するという事なんじゃないかなと思います。

ただ、申請なども、毎年のようなので、申請しなければお金が行かないということだと思いますけれども。

そのほか、何かスライドの……。はい、矢向委員。

矢向委員 矢向です。本題とちょっとずれてしまうかもしれないので、非常に個人的な興味みたいな話なんだけれども、スタジオジブリさんは、これはあれですか。宮崎駿さんのあれですよ。

渡辺委員 だと思えますけどね。住所を見て行ったので。

矢向委員 何か、そこは、宮崎駿さんがお仕事をされていらっしゃるんですか。

渡辺委員 そうですね。仕事場のほうですね、住所から見ますと。

矢向委員 そうなんですか。

津々良委員 東小金井の。向かい合って……。

渡辺委員 そうです、そうです。オリーブ園の隣ですね。

津々良委員 そうですね、2軒……。

矢向委員 そうですか。宮崎駿さんの例の、何とかの……。

渡辺委員 3匹の子豚？

矢向委員 森。

津々良委員 トトロの森？

矢向委員 トトロの森のが……。

津々良委員 森のが……。

矢向委員 宮崎駿さんは、そういう森を題材にされて、そういう。あと、小金井市の例のこきんちゃんのバッチも、あれも宮崎駿さんの……。

渡辺委員 そうですね。

犀川会長 そうなんですか。

矢向委員 ですから、何かね。そのつながりで今、ちょっと思ったのが、こうやってたくさん保全する樹木があって、小金井市も緑というのを一つのまちのイメージとって、そういう理由があると思うんですけれども。何

かシンボリックな木って、ところどころ、全国で、このまちのすごい、わざわざ写真を撮りに来るような木というのがところどころあるじゃないですか。

小金井市でも、無理につくる必要はないですけども。もし、そういうような、小金井市の市民の方が、ちょっと興味を「あ、なんだ、小金井市もこういう場所があるのか」とか、新たな発見みたいなのが、もし、あるのであれば。別に無理につくる必要はないのですけれども、何かそういうものもあれば、シンボリックな、例えば、そういうスタジオジブリさんのケヤキって、ちょっといい感じだよみたいだね。そういうことがあればね。それも一つの緑を保全していく市民の意識というか、それに少しつながる。そういう何かシンボリック系というのはあるんですか。

犀川会長 小金井はシンボリック的なものは何かあるんですか。

渡辺委員 渡辺ですけど。私の知っている範囲では、市の教育委員会の指定しているものが、金蔵院ですとか、あと、以前は小金井公園の近くのサンシュユの木だとか、これは今、枯れてしまいましたから、それは解除されました。そのかわりに、そちらにあるハケの道にありますとか……。

矢向委員 まだ、滄浪泉園とか。とにかく、シンボリック的な木はたくさんあるんですよ、そういうのね。

渡辺委員 そういうのは、教育委員会のほうで指定はしていますので、その辺のPRとか、あればいいかと思えますけれどもね。

犀川会長 どうぞ、串田委員。

串田委員 今回の件ですけども、これは民間のボランティアサークル、巨樹の会というのがあって、私は、それに所属しているわけではありませんけれども。市内巨樹50選という地域を全部を歩きました。それを指定して、今、おっしゃられた木も当然入っていますけれども、それを地図上にあれして、そういうふうなPRみたいなのもしている。

ほかに何かありませんでしたかね。市内の銘木なり、巨樹、なっていて、いろいろな団体がある。

犀川会長 高橋委員。

高橋委員 高橋です。武蔵小金井の南口。私の親戚なんですけれども、スギヤマさんという方が寄附しまして、ケヤキの大木。あれを小金井の植木の組

合で、高架が全部でき上がってから、北から南へ移動したんですけれども。トンネル越え、高架を通すのが大変でした。

犀川会長　　そうですね。今、生きていますか。

高橋委員　　ええ。

犀川会長　　生きています。すごいな。

高橋委員　　小金井の植木の組合で、私が会長をやる前の会長さんのときに、若葉会を中心にしまして、植えたんです。小金井公園のほうに1回、スギヤマさんの植えた木を仮植しまして、それを植えたんです。幹周りは、ちょっと私は記憶はないんですけれども、かなり太いですね。管理もやっていますから、水のほうは、自動かん水の設備でやっているからわからないんですが、立派に成長していますから。

柏原委員　　先ほど金蔵院のことをおっしゃられましたね。金蔵院は、私が駅に行く通り道なので、よく樹木を見に来られる方を見かけます。写真を撮ったりされています。

それともう一つ、小金井神社には保存樹木がいろいろあるんですね。先ほどプレートのお話をされましたが、小金井神社は結構きっちりプレートがあります。ヒマラヤスギだと思いますが、すごくシンボリックな木が、どこからも見えるのがありますが、台風か何かで、上だけちょっとちょん切れちゃったという木があります。

それともう一つ、スライドとは関係ないですが、権利譲渡というのがありますよね。5ページのところにありますが、これは保存樹木のところの9番までありますが、権利譲渡というのは、権利譲渡して、保存樹木として生きているという意味でよろしいんですか。

事務局　　はい。

柏原委員　　わかりました。

犀川会長　　いろいろな矢向さんの意見から始まって、シンボリックな木と言いましたけれども、私はやっぱり小金井は桜じゃないかなと。これは、江戸のころからですよ。将軍が桜を見に来たりなんかして、明治のころが一番すごくて、桜というのは吉野山というふうになっていますけれども、明治のころは、日本の桜というと小金井桜のことだったんですね。ウィルソンという人が木の専門家として日本に来ていて、アメリカに帰ってから「日本の桜」という本を出していたりするんですけれども、そこへ紹介

されている日本の桜は、小金井なんです。人々がみんなベストドレスで着飾って、みんな集まってわいわいがやがややっていることが英語で書いてありまして。そういう立派な桜が今はあるかないか知りませんが、小金井を離れて、小金井の木は何かというと桜が思い浮かぶんじゃないかと私は思います。

ほかに何かないでしょうか。何か今日は、これでもう終わりですかね。何かある？ ご意見されていない、竹内委員……。

渡辺委員　　じゃ、渡辺ですけれども。この保存樹木にしても、本年度の指定については全部更新で、新規が1本だけですか。生け垣については全て更新ということになっていますね。ということは、特に生け垣なんかは、あまり申請がなかったということですか、今年度は。

事務局　　そうですね。新規の申請がありませんでした。

渡辺委員　　なかったということですね。ただ、いや、あったけれども、見に行ったら足りなかったとか、不都合だったとか、そういうことはなかったんですか。それで指定しなかったというようなケースはありますか。

事務局　　ありません。

渡辺委員　　ありませんか。いずれにしても、まるっきり申請がなかったということですね。はい、分かりました。

犀川会長　　何かありますか。

竹内委員　　東京都は、保全地域と申しまして、樹木ではなくて、樹林を管理しております。町なかのこういうものですね。ですが、やはりこのような高木になると、管理が悩みの種で、枝が伸びたとか枝が落ちたとか、日陰とか、日々いろいろなクレームがありますけれども、町なかの緑を管理するのは大変ですけれども、非常に重要なことですので、今後も東京都と小金井市さんは情報交換等をして、連携して都内の緑を守っていきたいと思います。よろしくお願いします。

犀川会長　　どうもありがとうございます。

串田委員。

串田委員　　保存樹木のスライドをずっと更新されたのを映されて、今、感じたんですけれども。今回は、更新が、ヒノキが圧倒的に多いですね。ヒノキが多いために、ヒノキは何もないところでぽつんと立っているというよりは、周りにいろいろケヤキがよく。ケヤキのほうが圧倒的に樹高も

高いので、写真を見ると、ほとんどがある数本の木のほかの樹木も含めて、固まりの写真が非常に多かったです。

それと、桜とかそういう単木で植えられているものも多いけれども、ほとんど固まりのように感じたんですが、今、ここにあるのはヒノキですけれども、ヒノキの周り、ケヤキとかいろいろありますよね。あれは、保存樹木にされているのでしょうか。あるいは、固まりで保存樹木なんだけれども、申請の年度が違うために更新がばらばらになっているのか。その辺がちょっと写真を見てわからない。

事務局 別の年度で指定されているものもございます。

犀川会長 あの写真に見えるやつなんかは、ケヤキのほうが5メートルかそれ以上高いですからね。当然、ケヤキのほうは指定されているんじゃないでしょうかね。

串田委員 つまり、我々が見るときに、それぞれの木がいつ更新されているかとか、そういうことよりも、固まりとして、この緑は非常に、なかなかいい緑。この地域に対しての景観に非常に貢献しているとか、そういう形で判断することが非常に多いと思うんですけれども、そういう意味で、この審議会で、以前からそうだったんですが、更新というようなとき、それぞれ1本ずつの更新に関して諮問というふうになると、固まりで年度をまとめてというほうが、もし、全部が保存樹木に申請されているのだったら、固まりとして認識できるようなことを考えられたらどうかというふうに、写真を見て思ったんですけれども。

犀川会長 見直しですかね、全体の。

串田委員 難しい。大変だから。

犀川会長 数がありますから。木も小さいものがだんだん大きくなって、追加ということがあるかもしれないですね。なかなか串田委員の話は難しいんじゃないでしょうか。そうあるといいですけれどもね。枯れてしまったりするし。

串田委員 少なくとも、この諮問のあれにかかるときに、周りも保存樹木になっていますとか、別の年度に更新されている、一言あるだけでも随分違うかなという。

矢向委員 ヒノキのスライドに丸が書いてあるだけで違いますよね。既に保存樹木になっているときに。

渡辺委員 済みとかね。

串田委員 そうそう。

串田委員 今回ヒノキが多かったって、写真が。

犀川会長 そうですね。あれも同じ場所じゃないですか。何か写真を見た限り、似たものが次々と出たような気がしたんですけれども。あれが3-1でしょう。3-2、3-3なんてヒノキですかね。

串田委員 3-2は、そうですね。

犀川会長 ああ、違う？ ああ、これは違う。

串田委員 全部同じ。

犀川会長 そうですね。ああ、だから、あそこで3本並んでいるんだ。

渡辺委員 5本と書いてありますけれどもね。5本になっていますね。

犀川会長 5本並んでいるのか。

渡辺委員 わかりました。渡辺ですけれども、実は、去年の審議会でもらった資料には、ここに標識番号があるんですね。去年もらった資料を今、私は見たんですけれども、ここに標識番号がありますから、これで確認されているんじゃないかと思うんですけれどもね。

柏原委員 ああ、そうですね。

渡辺委員 ちょうど私、今、去年の資料がありましたので、見ました。

犀川会長 柏原委員、どうぞ。

柏原委員 ですから、先ほどどなたかおっしゃったように、やはり表示をある程度書いていただいて、そうすると、こういうふうに、私たちみたいに資料をもらって伺える人は、見にいらっしゃいますけれども、私も見に行っていないですが、市民の方は、その標識を見れば、いろいろなことが、何年とか、もし書いてあれば、指定されたのが分かりますよね。それが5年間ということ。何かそういうことをすればもっと。

それと、私はやはり、この推移というのがとても気になって、全部見てきたんですけれども、やはり保存樹木は、やむを得ないことだと思えますけれども、それでも減っているといっても、あるほうなのかもしれません。東京都内のいろいろなところのをよく知りませんが。ですから、少しでも、生け垣にしても、そういうものが保全できるような市民もできる範囲で努力するとか、何かそういったことが大事かなと思います。

犀川会長 ありがとうございます。

矢向委員 今のお話に関連なんですけれども、こういった保存樹木がグラフでは明らかに減ってきているという中で、指定するメリットというのを、もう少しいろいろとメリットを増やすことによって、多少こういった減少が減ることが予想できるのか、それとも、そういうことではなくて、所有者の方の事情でとにかく、相続だとか、売買とかでも、指定のメリットとか何とかということでは、とてもこういった減少を食いとめるということは、やはり難しいということなんでしょう。すごく。

犀川会長 棒グラフを見ていると、少しだけれども、800本を下回っていて、できたらこれが少しずつ……。

矢向委員 少し食いとめられる、何か工夫の余地があるのかどうかということですよ。

犀川会長 そうですね。

柏原委員 そうですね。

犀川会長 どうもいろいろありがとうございます。ほかにご質問がございませんようでしたら、この諮問案件について、指定を決定してよろしいかをお諮りしたいと思います。

指定をすることに決定してもよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

犀川会長 それでは、決定することにいたします。

次に、市長への答申の方法についてお諮りいたします。答申の方法については、会長、副会長に一任をいただいた上、会長が代表して答申を行っていますが、異議がなければ答申の方法を会長、副会長に一任していただいでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

犀川会長 異議はないようですので、答申の方法は会長、副会長、私と宮下さんとで考えたいと思います。どうもありがとうございました。

本日の案件である保全緑地の指定(案)についての審議はこれで終了することにいたします。

事務局のほうから何かございましたら、お願いいたします。

環境政策課長 本日は、どうもありがとうございました。

なお、今、現委員の皆様におかれましては、今回が今期の最後の審議

会となります。2年間、本市の緑地保全及び緑地推進にご尽力いただきまして、誠にありがとうございました。

今月の8月21日をもちまして任期満了となりますので、22日以降に新たな委員の推薦依頼や市報での市民公募を予定してございます。

市民委員におかれましては、小金井市市民参加条例第12条第2項で「委員の任期は、原則3期までとする」と規定されておりますので、3名の方が現在1期となっていることから、再度、市民公募に応募していただければと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

なお、今期をもって終了となります柏原委員におかれましては、3期6年という長きにわたり本市の緑地保全対策審議会委員としてご尽力を賜りまして、誠にありがとうございました。心から感謝を申し上げます。

一言、柏原委員のほうからご挨拶を頂戴できればと思っております。

柏原委員

今、ご指名に当たりました柏原です。ほんとうに6年間も過ぎてしまったんだという感じなんですけれども、小金井の緑については、とても思い入れがいろいろございまして、最初のころは、どうにか保全しなければと、そればかりが頭にあったんですけれども、どうも小金井の位置的なことを見ると、中央線も高架化されて、ますます移り住みたいという気持ちの方が多くなっているんですね。

それと、大学が小金井市だけでも3つあって、隣に東経大もありますし、そういう学校、それから、私がちょっとおもしろいと思っているのは、国立通信機構。要するに、日本の標準時は小金井からだというのを、みんなに言うのですが「え？ 明石じゃないの？」と言われるんですけれども。そうじゃない、小金井なんですと、常日ごろ伝えているんですけれども、そういう、本当にいろいろ緑も、文化とか、そういう学校とか恵まれた場所なんですね。そこで緑を残すにはどうすればいいんだろうかというのが、私がだんだん変わってきているところなんです、それでもできるだけ残したいという気持ちと、それをどうにか市民に伝えたいという気持ちがいっぱいなんですけれども。

どうぞ皆さんも、ここだけではなかなか意見が伝わらないと思いますけれども、いろいろな方に伝えていくということをなさっていただきたいと思います。

ほんとうに6年間ありがとうございました。

(「ご苦労さまでした」の声あり)

犀川会長 任期が終わってしまったんですけれども、あそこに傍聴席なんていうのもあります。お近くに寄りましたら。

渡辺委員 そうですね。

犀川会長 何か意見も。

渡辺委員 ぜひ参加してください。

串田委員 生涯。

柏原委員 そうですね。ありがとうございます。何もあまり役に立ちませんでしたけれども。

犀川会長 それでは、以上をもちまして、本日の平成28年度第1回小金井市緑地保全対策審議会を終了いたします。

どうも皆様お疲れさまでした。

— 了 —